国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和６年８月３０日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名　：　有限会社安中造園
　　業者の住所　：　群馬県安中市中秋間１５２８番地の１

２．指名停止措置期間　：　令和６年８月３０日から令和６年１０月２９日まで（２ヵ月）

３．指名停止措置の範囲　：　中部地方整備局管内

４．事　実　概　要
　有限会社安中造園は、令和５年９月３０日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した注文書を添付し、虚偽の申請を行った。
　このことが建設業法第28条第１項第２号に該当するとして、令和６年７月５日、群馬県知事から監督処分（指示）を受けた。

５．指名停止措置理由
　有資格業者である有限会社安中造園が、建設業法の規定に違反し、群馬県知事から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第２第13号（下記参照）に該当する。

＜指名停止措置要領 別表第２＞

措　置　要　件	期　間
（建設業法違反行為） 13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内

配布先　　中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先　　総務部　契約課長　　橋本 俊也
　　課長補佐　　岡崎 友紀　　電話番号（０５２）９５３－８１３８